

## 「特別な場所での特別な体験！黒部・宇奈月魅力新発見業務」仕様書

### 1 委託する業務名

特別な場所での特別な体験！黒部・宇奈月魅力新発見業務

### 2 業務の趣旨・目的

黒部峡谷鉄道は宇奈月・猫又間の部分開通を行っているが、当該区間においても黒部峡谷の大自然や四季折々の風景を充分楽しむことができることから、当該区間や黒部宇奈月キャニオンルートの基点である宇奈月温泉において、特別な体験ができ、インバウンド需要を創出するコンテンツを造成し、販売、実施するもの。

本業務を通じて、一般開放・旅行商品化が延期となっている黒部宇奈月キャニオンルートの開始も見据えて、最大1万人しか体験できないキャニオンルートの受け皿になり、キャニオンルートとのシナジー効果を生み出し、宇奈月温泉街の宿泊や体験プランを組み合わせ、持続的に立山黒部の高付加価値化を図るものである。

### 3 委託期間

委託契約締結の日から令和7年1月17日（金）まで

### 4 委託業務の内容

特別な体験ができ、インバウンド需要を創出するコンテンツを造成し、販売、実施するため、以下の業務を行うものとする。なお、業務の遂行にあたり、事業を円滑に進められるよう、具体的な取組みについては、富山県と協議の上、実施すること。

#### (1) 業務内容

##### ① 企画制作ディレクション

以下に定める業務について、専門的な知見から企画・提案を行うとともに、自治体や関連団体など関係者との連携により、事業の進捗管理を行う。

##### ② 黒部峡谷鉄道沿線におけるコンテンツ造成

黒部峡谷鉄道沿線において、黒部峡谷の自然や歴史等を特別に体感できる、インバウンド旅行者を対象としたツアーを造成する。なお、コンテンツ造成の検討にあたっては、事前に黒部峡谷鉄道㈱へ確認することを可能とする。

また、実施にあたっては、黒部峡谷鉄道㈱や関西電力㈱、国の関係省庁（林野庁、環境省、国土交通省）など、関係者等との協議・連絡調整を十分行うこと。

##### ③ 宇奈月温泉街等におけるコンテンツ造成

宇奈月温泉街やその周辺において、自然や食、歴史・文化・芸術等の地域ならではの観光資源を活用し、特別な体験ができるインバウンド旅行者を対象としたツアーを造成する。

実施にあたっては、宇奈月温泉自治振興会や黒部・宇奈月温泉観光局など、関係者等との協議・連絡調整を十分行うこと。

- ・複数のツアーの造成
- ・多言語化への対応
- ・県が別に提供する映像コンテンツ等を組み合わせてツアーを造成すること。

<注意事項>

- ・ 県が別に提供する映像コンテンツ等を組み合わせたツアーの実施に係る経費は、本業務の事業費に含めないこと。

④ インバウンド旅行者に対応した実施体制の構築

上記②、③で造成するコンテンツを組み合わせたツアーで案内する実施体制を構築する。

- ・ インバウンド旅行者の主なターゲットを設定し、具体的な国・地域及びターゲットの属性並びにその理由、対応言語を明確にすること。
- ・ その他、案内する言語以外の言語についても対応できるようにすること。
- ・ ガイドの養成等により、ターゲット設定した言語による案内に対応できるようにすること。

⑤ 旅行商品の企画及び運営

ア 業務の内容

上記②～④を組み合わせたインバウンド旅行者向けの旅行商品を企画や造成、運営を行う。

造成においては、地域の関係者や旅行業者の意見を踏まえ行うこと。

また、本業務の趣旨・目的を踏まえ、価格設定は観光庁の事業要件である現行単価の3倍以上に設定するよう留意すること。なお、現行単価は黒部峡谷鉄道の宇奈月駅・猫又駅間の往復乗車料金2,820円。

イ 旅行商品の設定期間 11月30日まで（想定）

ウ 旅行商品の設定回数 最大10回（定員18名/回）（想定）

エ 旅行商品の運営

- ・ ④で手配、養成したガイドによるインバウンド旅行者への案内等
- ・ ガイドマニュアル作成

⑥ 旅行商品の販売・販路拡大

上記⑤で企画する旅行商品について、インバウンド旅行者に向けた発信を強化し、販売を促進する。

- ・ OTAサイトやSNS等での発信
- ・ 県内観光地を訪問中のインバウンド旅行者等に対する情報発信
- ・ 外国語に対応したホームページにおいて、予約を可能とすること。

<注意事項>

- ・ インバウンド旅行者への旅行商品の販売にあたって、手法とする販路やセールス先を具体的に提示するとともに、効果的な販売促進計画としてのSNS活用などを定量的に提示すること。また、販売開始（9月を想定）を希望する期日の概ね2週間前を目途に、富山県に対して、旅行商品の情報や販売方法（販売を行うホームページの画面等）等を提示し、了承を得てから行うこと。
- ・ 販売・販路拡大に係る経費は、事業費全体の10%以内に収めること。

⑦ 広報プロモーション

上記⑥により造成した旅行商品の認知度向上を図るため次のとおり実施する。

- ・ チラシ、ポスター等の制作

- ・ ホームページの作成やSNSの活用などデジタルでの情報発信
- ・ メディアに向けた情報発信
- ・ 写真や映像の撮影・活用

<注意事項>

- ・ 広報プロモーションに係る経費は、事業費全体の10%以内に収めること。

⑧ 作成したコンテンツの効果測定

作成した体験コンテンツについて、実際に訪問したインバウンド旅行者の動向・効果等（国・地域別誘客数、国・地域別費目旅行消費額、訪問地、滞在日数、満足度及び地域への経済波及効果等）の調査を実施する。

5 業務完了報告

業務完了報告書は、令和7年1月17日（金）までに全ての経費の支払いを完了させたうえで提出すること

また、業務完了後も、富山県と観光庁による精算が終了するまでは、業務内容に関する問い合わせ等に対応すること。

6 その他、業務実施上の条件

- (1) 本業務により作成し、発注者に提出した納品物の所有権及び著作権は発注者に帰属するものとし、発注者において自由に利用・修正・公開することができるものとする。
- (2) 受託者は、関係法令を遵守すること。本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (3) 本仕様書に記載された業務に加え、プロポーザルにおいて提案した企画にかかる業務についても、あわせて実施すること。
- (4) 本業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、富山県と十分に協議すること。